

Q1 息子が後継者として当医療法人に入ってきたので、事業承継・相続対策として理事長の私が持っている出資持分を徐々に息子に移していきたいと考えていますが、どのような方法が考えられますか。

A.

ポイント

- (1) 理事長が所有している医療法人の出資持分を後継者に移す方法としては、贈与するか譲渡するかですが、いずれの場合も税金に留意して対処する必要があります。
- (2) 贈与をする場合は、相続税と合わせたタックス・プランニングが必要です。また、譲渡をする場合は、売る側の譲渡所得税と買う側の支払能力の問題があります。

1. 医療法人の出資持分の後継者への移行

(1) 贈与による移行

- ① 相続対策の基本は、長期の計画的な生前贈与で、その場合相続税と合わせた検討が必要です。

贈与税額の計算方法 (暦年課税制度)

$(\text{暦年の受贈財産の合計額} - \text{基礎控除額 } 110 \text{ 万円}) \times \text{贈与税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$

相続税額の計算方法

① **各相続人の課税価格の合計額** $\text{相続時の相続財産額} - \text{債務の額} + 3 \text{ 年以内の贈与財産}$

② **相続税の総額** (=算出税額の合計額)

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税価格} \\ \text{の合計額} - (5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}) \end{array} \right] \times \text{法定相続割合} = \text{各取得金額}$$

$$\text{各取得金額} \times \text{相続税率} = \text{算出税額}$$

③ **各人の相続税額** $\text{相続税の総額} \times \text{各人の課税額} / \text{課税価格の合計額}$

④ **各人の納付税額** $\text{各人の相続税額} - 3 \text{ 年以内の贈与財産に係る贈与税}$

贈与税の税率は相続税より高く、また、急速な超過累進税率となっていますので、基礎控除額(110万円/年)を利用して、できるだけ長期計画的な贈与を行うことが、納付税額合計(贈与税額+相続税額)を少なくするポイントといえましょう。

- ② なお、高額な財産を低額な贈与税で移転できる制度として、相続時精算課税があります。

65歳以上の親から20歳以上の子への贈与が対象となり、2,500万円の特別控除があり、超えた部分の税率も一律20%と低率ですが、相続時に相続財産に組込まれ精算されますので、相続財産を減らす効果はありません。ただ、贈与時の価額で加算されるため、将来出資金評価額の上昇が予想される場合は利用価値があります。

(2) 譲渡による移行

後継者に買取資金又はその調達能力がある場合、その範囲内で年数をかけて譲渡していくことも考えられます。その場合には、理事長に対して出資金を譲渡した譲渡益に譲渡所得課税がされ

ることになります。なお、この場合、理事長の財産を減らすことにはなりません。

譲渡所得にかかる税金の計算（分離課税）

譲渡所得＝譲渡収入－（取得費＋譲渡費用）

譲渡所得にかかる税金＝譲渡所得×２０％（所得税１５％、住民税５％）

2. 出資持分の後継者等への贈与又は譲渡による移行の税金計算事例

ケース 1

理事長が所有している下記医療法人の出資金を相続対策のため、５年間にわたり毎年一定額を妻と後継者の息子に贈与した場合の贈与税額及び相続税額を計算して対策をとらなかった場合と比較してみましょう。

医療法人の出資金 １口１万円（相続税評価額１０万円）、口数３，０００口

（注）１．出資金の評価額は一定、出資金以外の財産はないものと仮定します。

２．家族構成（法定相続人） 妻と息子

1. 対策をとらなかった場合の相続税額

（１）課税遺産総額 ３億円－（５，０００万円＋１，０００万円×２人）＝２億３，０００万円

（２）相続税の総額 （２億３，０００万円×１／２×４０％－１，７００万円）×２人＝５，８００万円

（３）納付税額 配偶者が２分の１相続する場合、配偶者の税額軽減後２人計２，９００万円

2. 生前贈与による相続税と贈与税を合わせたタックス・プランニング

（１）贈与対象者 ２人（妻と後継者）

（２）年間贈与する口数 １人当たり①２５口の場合、②４０口の場合、③５０口の場合

【生前贈与にかかる贈与税と５年後の相続税節税額】

	相続対策（贈与） をしない場合	年間贈与税額合計（２人分）		
		①５００万円	②８００万円	③１，０００万円
５年間累計 贈与額計		２，５００万円	４，０００万円	５，０００万円
贈与口数	－	（２５０口）	（４００口）	（５００口）
① 累計贈与税額計		１４０万円	３３５万円	５３０万円
② 相続税額	２，９００万円	２，４００万円	２，１５０万円	２，０００万円
①＋②納付税額合計	２，９００万円	２，５４０万円	２，４８５万円	２，５３０万円

（注）相続税額は、贈与累計額を差し引いた課税遺産額に対するもの（配偶者の税額軽減後）。

いずれのケースでも対策をとらなかった場合より納税額が少なくなっていますが、②の毎年８００万円ずつ贈与していく場合の節税額が一番多く、４１５万円の軽減となっています。

このように、評価額が一定かそれほど下がらなければ毎年継続的に移動していくのがベターですが、土地建物を取得したり役員退職金を支給して、評価額が大幅に引下げられる場合には、相続時精算課税の選択等により一度に後継者に移動させることも有効な対策となります。

ケース 2

1の医療法人のケースで、後継者の支払能力の範囲内（年間５００万円）で毎年持分を譲渡した場合の税金を計算してみましょう。

理事長が毎年５０口（５００万円÷１０万円＝５０口）ずつ譲渡すると、各年の譲渡益は４５０万円となり、税額（所得税＋住民税）は９０万円となります。

譲渡所得 （相続税評価額１０万円－取得原価１万円）×５０口＝４５０万円

譲渡所得にかかる税金 ４５０万円×２０％（所得税１５％＋住民税５％）＝９０万円

Q2 今年度の税制改正で、平成20年4月から所有権移転外ファイナンス・リースは売買取引とみなされることになるそうですが、改正法令等による税務上の取扱いの概要を教えてください。

A

ポイント

- (1) 平成20年4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資産の売買取引とみなされ、賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間で均等償却を行うリース期間定額法とされます。
- (2) 平成20年4月1日前に契約したリース取引については従来どおりとする経過措置がありますが、同日以後賃借資産をリース期間定額法により償却することもできます。
- (3) 中小企業には、簡便な会計処理（例えば従来の取扱いを容認するといった）を認める方向ですが、そのための「中小企業の会計に関する指針」の改正はこれからであり、また改正に係る税務上の取扱い通達等の詳細も今のところ明らかにされていません。

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する取扱いの変更

現行のリース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理について、「売買取引」を原則、「賃貸借処理」を例外としていますが、大多数の企業は賃貸借処理を採用しています。それがリース会計基準の変更により、例外処理を廃止し売買取引に準じた処理に一本化されました（借り手はリース取引開始時にリース資産、リース債務を計上する）。会計基準の変更に伴い税制も借り手にはリース取引の簡便性を維持するため会計に沿った税制上の処理を認めて次のように改正しており、「リース会計基準」と「税制」の一体的な解決の道が示されました。

- (1) ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間の終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの（「所有権移転外ファイナンス・リース取引」といいます。）は、売買取引とみなすこととなります。
- (2) 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法（償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいいます。）とされます。

また、少額・短期のリースについては簡便的な取扱いが認められ、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として損金経理した場合においてもこれを償却費として損金経理をしたものとして取り扱われることとなります。

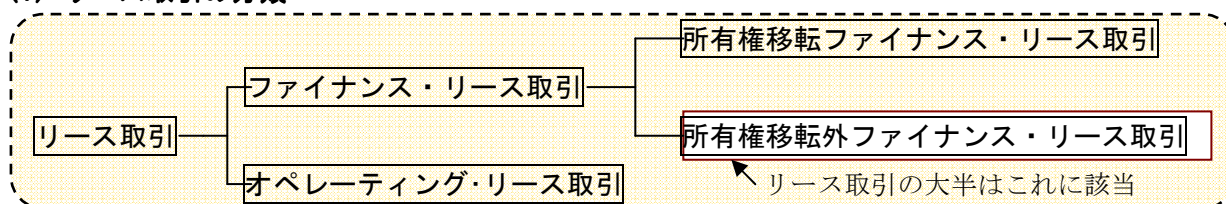
- ① 原則 → 減価償却（リース期間定額法※）
※リース資産の取得価額×当期のリース期間／リース期間
支払利息（利息法又は定額法）
- ② 少額・短期のリース → 賃借料（リース料）を償却費として取り扱う

- (3) 賃貸人であるリース会社においては、長期割賦販売等で資産を譲渡したものとして取り扱われます。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人については、リース料総額から原価を控除した金額（「リース利益額」といいます。）のうち、実質的に受取利息と認められる部分の金額（リース利益額の20%相当額）を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができます。

以上の改正は、平成20年4月1日以後に締結するリース契約について適用されます。

2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の分類上の位置づけ、会計、税務の取扱い

(1) リース取引の分類



(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の税務上の規定

所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、賃貸借契約が賃貸借期間の中途において解除をすることができないことと、賃借人がリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受でき、かつ、使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているとの要件に該当するリース取引のうち、下記①～④のいずれかに該当するもの以外のものをいいます。

- ① リース期間終了の時又は中途において、目的資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの。
- ② 賃借人に対し、リース期間終了の時又は中途において、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。
- ③ 目的資産の種類、用途、設置の状況等から、賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの又は当該目的資産の識別が困難であると認められるもの。
- ④ リース期間が目的資産の耐用年数に比して相当短いもの（賃借人の税負担を著しく軽減することになると認められるもの）。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手手の会計と税務の取扱い

	現 行	改 正
会計処理	原則……売買処理 例外……賃貸借処理	原則として売買処理
税務処理	賃貸借処理（政令に定める一定のものは売買処理）	原則として売買処理

※ 会計上も税制上も、リース契約1件当たり300万円以下、リース期間1年未満のものについては、例外として従前と同様の取扱いとされます。

(4) その他の取扱い

- ① 消費税は、法人税同様の売買に準じた取扱いがなされます。課税・非課税の区分については、契約において利息相当金額等が明示されているか否かによって判断され、契約上で利息相当分が明らかにされていれば、利息相当分は「非課税」、その他は「課税」となりますが、明らかにされていなければ、リース料の総額が「課税」の対象になります。
- ② 固定資産税については、リース会社が納付することになります。
- ③ リース取引が資産の売買取引として取り扱うこととされたことに伴い、「リース税額控除制度」が廃止されることとなりますが、通常の取得にかかる税額控除制度の適用を受けることができます。他方、リース取引が売買取引とされたとしても、その資産については、「圧縮記帳」や「特別償却」の対象から除かれることとなります。